

薬生食輸発0323第1号
令和3年3月23日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(オーストラリア産とうもろこしのアフラトキシン並びに韓国産生鮮トマト、生
鮮ミニトマト及び生鮮パプリカの検査命令免除対象輸出者の変更)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令
和3年3月15日付け薬生食輸発0315第1号)にて通知したところである。

今般、オーストラリア産とうもろこしのアフラトキシンについて、食品衛生法第
23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、
同通知の別添1を下記のとおり改正する。

また、韓国政府から、輸出者IDの登録がされたトマト、ミニトマト及びパプ
リカの輸出業者について、住所変更した旨の連絡があったことから、同通知の別
表17について別紙1、別表18について別紙2、別表19について別紙3のとおりと
するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のオーストラリアの項中、

製品検査 の対象食 品等	条 件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の 方法	検査を受 けること を命ずる 具体的理 由
とうもろ こし(粉 を含む。 甘味種を 除く。)		総アフラト キシンのア フラトキシ ンB1、B2、G1 及びG2の総 和)	(1)容器包装に入れられたものについて は、別表2によること。 (2)本船にバルク形態で積載されたもの については、次のとおりとする。 ハッチにおいてサンプリングを行う場 合、上部、中部、下部の各層において15カ 所から計10kg以上を採取したものを縮分	平成23 年8月 16日付 け食安 発0816 第2号 「総ア	総アフラ トキシ ンが 10µg/kg を超えて 付着又は 含有して

		<p>して5kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。(注2)</p> <p>サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体とする。</p> <p>コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、1検体とすること。</p>	<p>フラトキシンの試験法について」によること。</p>	<p>いるおそれがあるため。</p>
--	--	--	------------------------------	--------------------

を削除する。